平成２５年（フ）第３８号
京都府亀岡市千代川町今津３丁目12番19号
債務者　髙木　陽平
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第３４６号
大阪府和泉市鶴山台３丁目８番61―201号
債務者　室﨑　　建
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３４７号
大阪府和泉市鶴山台３丁目８番61―201号
債務者　室﨑　京香
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３６３号
大阪府泉南郡熊取町野田３丁目2065番地の１―103、前住所大阪府泉佐野市上瓦屋910番地の１―305
債務者　古川　和代
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４０４号
大阪府岸和田市極楽寺町14番地の12
債務者　後藤　葉子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４０６号
大阪府和泉市肥子町２丁目５番１号
債務者　東　　毅
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４１１号
大阪府和泉市尾井町１丁目２番１―203号、前住所大阪府和泉市尾井町２丁目５番10―105号
債務者　小野寺沙織
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４２０号
大阪府岸和田市吉井町３丁目20番５号
債務者　高瀬　直和（旧姓名有近健司）
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４４０号
大阪府泉南市信達市場893番地の３サンハイツ和泉砂川1107号、住民票上の住所大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番２―820号
債務者　惣木　武子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
香川県小豆郡小豆島町草壁本町163番地７町営住宅58―２
債務者　山本　政雄
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第９０号
香川県高松市松縄町1131番地29
債務者　小田　佳邦
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４０号
福岡県大牟田市龍湖瀬町８番地84、住民票上の住所福岡県大牟田市大字歴木1807番地711茅原方
債務者　浦　　郁夫
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第５２７号
熊本県宇城市松橋町松橋1728番地６
債務者　福嶌　明美
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５４０号
熊本市中央区新大江１丁目７番51号　グレイス新大江106、前住所熊本市中央区新大江１丁目４番２号　大江団地１―35号
債務者　濱田千恵子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５４５号
熊本市北区楠２丁目１番１号　高森ハイツ202
債務者　橋口　寿美
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５４６号
熊本市中央区水前寺２丁目５番28号　水前寺ＡＰ103号、前住所熊本市中央区水前寺６丁目37番11号
債務者　江﨑　眞弓（旧姓荒牧）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４５６号
千葉県柏市常盤台７番３号　メゾントクア103号
債務者　石川　靖晃
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部